## 気候変動の影響への適応計画のフォローアップについて(案)

## 1. 連絡会議によるフォローアップ

平成27年11月27日に「気候変動の影響への適応計画」(以下「適応計画」という。) を閣議決定したところ。

その中で、フォローアップを行うこととしていることを踏まえ、関係 府省庁が緊密な連携の下、適応計画に基づく施策を総合的かつ計画的に 推進するため、本連絡会議において適応計画のフォローアップを行うこ ととする。

## 2. フォローアップの方法の検討

適応は新しい概念であり、適応の視点から幅広い分野にまたがる施策 の効果を評価する方法は確立されていないことが課題である。

先行する諸外国においても、適応計画策定から数年程度しか経過して おらず、フォローアップは試行錯誤で行われている。

適応計画において、諸外国における適応計画の進捗管理の方法について調査を行うこととしていることを受け、現在、環境省において、先行する欧米諸国の調査を行っているところ。

フォローアップ方法の確立に向け、今後、環境省の調査結果を関係府省庁間で共有し諸外国の動向を把握しつつ、平成28年秋頃を目途に、課長級会議において、具体的なフォローアップの方法について検討する。その結果を踏まえ、平成28年度に実施した施策について試行的なフォローアップを行い、取りまとめて公表する。

# 今後のステップ

平成 28 年 6 月

第4回連絡会議(今回)

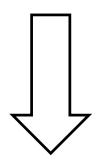
・連絡会議でフォローアップを行うことを決定



環境省で先行する欧米諸国の調査

秋頃目途

課長級会議でフォローアップの方法を検討



平成 28 年度の施策について試行的なフォローアップの実施

### (参考) 気候変動の影響への適応計画(抄)

- 第1部 計画の基本的考え方
- 第3章 基本的な進め方
  - (4)計画の進捗管理と見直し

#### (計画の進捗管理)

不確実性を伴う長期的な課題である気候変動の影響に対して適切に対応するためには、本計画の進捗状況及び最新の科学的知見の把握を継続して行い、本計画の進捗管理を行うことが必要である。しかし、すでに適応計画を策定している諸外国においては、同計画の進捗管理を行う方法の開発に当たって多くの課題が指摘されており、我が国においてもこれらの知見や経験が不足している。このため、本計画の策定後、1年程度を目途に、諸外国における適応計画の進捗管理の方法について調査を行うとともに、その結果も踏まえ、計画的に、適応策の進捗状況を把握する方法の検討を行うこととする。

上記に掲げる、<u>試行的な進捗状況の把握方法に関する検討や、国際的な動向も踏ま</u> <u>えながら、本計画全体の進捗管理の方法の構築を図る</u>。本計画の進捗状況については、 今後の国際動向や進捗管理の検討状況を踏まえつつ、条約に基づき各締約国が提出す る国別報告書にも含めることとする。